(4)　これまでの募集（売出）実績 a　［略］ b　発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。 (a)　「番号」欄には、a(a)に準じて記載すること。 ［(b)～(d)　略］ ［(5)・(6)　略］ (7)　参照情報 ［a・b　略］ c　参照書類としての有価証券報告書若しくは四半期報告書若しくは半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社四半期報告書若しくは外国会社半期報告書（以下c及びdにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後発行登録追補書類提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 d　［略］ ［(8)・(9)　略］	(4)　これまでの募集（売出）実績 a　［同左］ b　［同左］ (a)　「番号」欄には、a の(a)に準じて記載すること。 ［(b)～(d)　同左］ ［(5)・(6)　同左］ (7)　参照情報 ［a・b　同左］ c　参照書類としての有価証券報告書若しくは四半期報告書若しくは半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社四半期報告書若しくは外国会社半期報告書（以下このc及びdにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後発行登録追補書類提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 d　［同左］ ［(8)・(9)　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第二条　特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定を加える。

改正後	改正前
（特定有価証券に係る開示関係書類の関東財務局長の受理等） **第三十三条**　令第三十九条第一項第一号及び同条第五項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、内国投資信託受益証券、内国投資証券、内国資産流動化証券、内国資産信託流動化受益証券、内国信託受益証券、内国信託社債券、内国抵当証券、内国信託受益権、内国有価証券投資事業権利等、特定有価証券信託受益証券（発行者が内国会社（令第三十九条第一項に規定する内国会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）である場合に限る。）又は特定預託証券（発行者が内国会社である場合に限る。）に係る有価証券通知書又は発行登録通知書とする。 2　［略］ （特定有価証券の発行者に対する重要情報の公表に係る関東財務局長の権限） **第三十四条**　令第四十一条の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、内国投資証券、内国信託社債券、特定有価証券信託受益証券（法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券又は信託社債券を受託有価証券とするものに限る。）及び特定預託証券（外国投資証券又は外国信託社債券に係る権利を表示するものに限る。）の発行者である内国会社（これらの有価証券を発行する場合に限るものとする。）とする。 **第四号様式** 【表紙】 【提出書類】　有価証券届出書 【提出先】　関東財務局長 【提出日】　平成　年　月　日 【発行者名】	（特定有価証券に係る開示関係書類の関東財務局長の受理等） **第三十三条**　令第三十九条第一項第一号及び同条第五項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、内国投資信託受益証券、内国投資証券、内国資産流動化証券、内国資産信託流動化受益証券、内国信託受益証券、内国信託社債券、内国抵当証券、内国信託受益権、内国有価証券投資事業権利等、特定有価証券信託受益証券（発行者が内国会社（令第三十九条第一項に規定する内国会社をいう。以下この条において同じ。）である場合に限る。）又は特定預託証券（発行者が内国会社である場合に限る。）に係る有価証券通知書又は発行登録通知書とする。 2　［同上］ ［条を加える。］ **第四号様式** 【表紙】 【提出書類】　有価証券届出書 【提出先】　関東財務局長 【提出日】　平成　年　月　日 【発行者名】